

第 2 9 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出します。

令和 2 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

撤去自転車の売却代金に係る債権を放棄するに当たり、議決の必要がある。

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

1 債務者

埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮190番地1

株式会社橋本商事

2 債権の内容

撤去自転車の売却代金 4,472,190円

3 放棄する理由

債務者の破産手続廃止の決定により、本債権について回収の見込みがないため